

第3回 那珂川市農業委員会会議録

令和2年6月3日、那珂川市農業委員会会長は、令和2年度第3回農業委員会定例会を那珂川市都市整備部 外会議室に招集した。

議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について（1件）
議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について（3件）
議案第12号 農地転用計画変更申請について（1件）

〈農業委員〉 8人

〈事務局〉 2人

開会（午前9時30分）

議長	令和2年度第3回農業委員会を開催します。 本日は事務局長が議会対応のため欠席です。会議を行う前に、係長から新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の解除を受けて市の方針を説明させます。
事務局	新型コロナウイルスについて市の方針を説明します。令和2年5月14日に福岡県の緊急事態宣言が解除されましたが、今後も感染防止に努めなければ感染拡大の第2派が襲ってくる可能性があり、予断を許さない状況にあります。その為、那珂川市では新型コロナウイルス感染症の感染や感染拡大防止を図るために、8月の末を目途に屋内外問わず不特定多数の人が集まる市主催のイベントの開催を、原則中止することと方針を決めています。よって農業委員会につきましても会長、事務局で協議を行った結果、8月末まで委員全体、農地利用最適化推進委員さん等を招集することはやめて、農業委員さんだけを招集し、農業委員会・総会を執り行いたいと思います。ご不便をお掛けしますがご協力の程よろしくお願いします。
議長	それでは、議事録署名人の指名を行います。 6番委員、お願いします。 7番委員、お願いします。 2名を指名します。 議事に入ります。委員会内では発言をする際には挙手を

	し、指名をされてから発言をお願いします。 次に議案第10号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 番号1を事務局から説明させます。
事務局	議案第10号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 番号1を説明した。
議長	担当は6番委員になります。
委員	事務局と現地を確認して、何も問題がないと判断しています。
議長	各委員から質疑等を求めます。
	(質問・意見なし)
議長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第11号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1を事務局から説明させます。
事務局	議案第11号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1を説明した。
議長	担当は7番委員になります。
委員	事務局と現地を視察に行きました。問題ないと思います。
議長	各委員から質疑等を求めます。
	(質問・意見なし)

議 長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に議案第11号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号2を事務局から説明させます。
事務局	議案第11号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号2を説明した。
議 長	担当は私です。 現場を確認しまして、特に問題はありませんでした。 各委員からの質疑等を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成、賛成多数により承認されました。 次に議案第11号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号3を事務局から説明させます。
事務局	議案第11号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号3を説明した。
議 長	担当は私です。現場を確認して特に問題はありませんでした。 各委員からの質疑を求めます。

	(質問・意見なし)
議長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成、賛成多数により承認されました。 次に議案第12号 「農地転用計画変更申請について」 事務局から説明させます。
事務局	議案第12号 「農地転用計画変更申請書について」 を説明した。
議長	各委員からの質疑等を求めます。
	(質問・意見なし)
議長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により承認されました。 本日の議案、報告は終了し、第3回農業委員会は閉会した。
	10時10分 閉会